

横浜市民読書活動推進計画



横浜市教育局

(平成 26 年 3 月)

目 次

第1章 策定にあたって

1 横浜市民読書活動推進計画の基本的な考え方

- (1) 横浜市民読書活動推進計画について 1
- (2) 計画の位置付け 1
- (3) 計画の基本的考え方 2
- (4) 計画期間 2
- (5) 成果指標 2
- (6) 計画の要点 3

第2章 読書活動を推進する4つの重点項目

1 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

- (1) 乳幼児期からの取組 6
 - ア 家庭における読書活動の推進
 - イ 幼稚園・保育所等における取組
- (2) 学校における取組 7
 - ア 小・中学校における取組
 - イ 高等学校における取組
 - ウ 特別支援学校における取組

2 成人の読書活動の推進と担い手の拡大

- (1) 読書の日、読書活動推進月間等を活用した読書活動の拡大 8
- (2) 高齢者や障害のある方への読書活動支援 8
- (3) 活動の担い手自身も楽しめる取組の推進 8
- (4) 読書活動を支えるボランティアへの支援 9

3 読書活動の拠点の強化と連携

- (1) 地域の情報拠点としての図書館機能の強化 10
- (2) 地域のニーズに合わせた図書資料の充実 10
- (3) 地域情報の収集・学習支援・情報発信 11
- (4) 電子書籍などの新たな情報への対応 11
- (5) 関連施設の連携強化 11

4 区の地域性に応じた読書活動の推進

- (1) 地域状況と活動団体等の把握 12
- (2) 区の地域性を踏まえた活動目標の策定と計画的な読書活動推進 12
- (3) 地域の読書活動団体等との連携 13
- (4) 読書活動団体のネットワーク化の推進 13
- (5) 地域の団体間の連携による読書活動の推進 14

第3章 読書活動推進のための取組

1 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

- (1) 乳幼児期からの取組 15
- (2) 幼稚園・保育所等における取組 16
- (3) 小・中学校における取組 17
- (4) 高等学校における取組 18
- (5) 特別支援学校における取組 19

2 成人の読書活動の推進と担い手の拡大

- (1) 読書の日、読書活動推進月間等を活用した読書活動の拡大 21
- (2) 高齢者や障害のある方への読書活動支援 21
- (3) 活動の担い手自身も楽しめる取組の推進 22
- (4) 読書活動を支えるボランティアへの支援 22

3 読書活動の拠点の強化と連携

- (1) 地域の情報拠点としての図書館機能の強化 23
- (2) 地域のニーズに合わせた図書資料の充実 24
- (3) 地域情報の収集・学習支援・情報発信 25
- (4) 電子書籍などの新たな情報への対応 25
- (5) 関連施設の連携強化 26

4 区の地域性に応じた読書活動の推進

- (1) 地域状況と活動団体等の把握 27
- (2) 区の地域性を踏まえた活動目標の策定と計画的な読書活動推進 27
- (3) 地域の読書活動団体等との連携 28
- (4) 読書活動団体のネットワーク化の推進 28
- (5) 地域の団体間の連携による読書活動の推進 29

資料編

- 1 横浜市民の読書活動の推進に関する条例（平成 25 年 6 月 5 日公布）
- 2 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次基本計画）」（平成 25 年 5 月文部科学省）の概要
- 3 用語解説

第1章 策定にあたって

1 横浜市民読書活動推進計画の基本的な考え方

(1) 横浜市民読書活動推進計画について

読書活動は言葉を学び、知性や感性を磨き、表現力、創造力を高め、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なものです。

横浜市は、「市民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人一人の心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資すること」を目的に、「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」（以下「条例」という）を制定し、平成26年4月1日から施行します。

条例では、「市は、市民一人一人が、豊かな文字・活字文化の恵沢を享受することができる環境を整備するよう、全力を挙げて市民の読書活動を推進」することを基本理念としています。

そこで、乳幼児期から高齢期まで、すべての市民を対象とした読書活動の推進に関する施策を、総合的、計画的に進めるため、市全体の具体的な活動の指針となる、「横浜市民読書活動推進計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、乳幼児から高齢者までの読書活動を総合的に推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に位置づけられた「子どもの読書活動の推進に関する施策」と、「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」に位置付けられた「市民の読書活動の推進に関する施策」を合わせ、一体の計画として策定しました。

これまで「子どもの読書活動の推進に関する施策」については、「横浜子ども読書活動推進計画（第二次）」（平成23年3月）（以下「第二次計画」という）を基に実施してきました。本計画は、条例第7条に基づき、読書活動に関する計画の整合性の確保を図るために、「第二次計画」を受け継ぎ、平成25年5月に策定された国の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の内容を踏まえて策定しています。

＜「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）＞
第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

＜「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」（平成25年6月公布）＞
第7条 市が実施する市民の読書活動に関する施策及び目標並びに家庭、学校及び地域における読書活動に関する取組等については、子どもの読書活動の推進に関する法律その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性の確保を図るものとする。

(3) 計画の基本的考え方

教育委員会は、平成 26 年 4 月 1 日に施行される「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」の制定を受けて本計画を策定し、全市的な広報活動や民間事業者と協力を働きかけるとともに、区が読書活動を推進していく上で必要な、図書館や学校との連携の基盤をつくります。

そして、区役所・図書館・学校は、連携して区の地域性に応じた読書活動の目標を策定し、地区センターなど地域の様々な市民利用施設のほか、読み聞かせなどの読書活動団体をはじめとした様々な地域団体や民間事業者等と協働し、地域全体で読書活動を推進することにより、より多くの人々が読書に親しみ、読書を楽しむことができるよう取組を進めます。

(4) 計画期間

本計画の推進期間は平成 26 年度から 5 年間とします。

計画の推進状況については、毎年度毎に成果指標等を検証・公表し、次年度の事業や取組に活かします。

(5) 成果指標

本計画書の 3 ページに掲げている重点項目 1～4 に基づいて、新たに目標及び成果指標を設定し、進捗状況を把握することにより、読書活動の推進を図っていきます。

目標	成果指標	24 年度末	30 年度末
1 子どもの読書習慣の定着	1 日のうち読書を「まったく、またはほとんどしていない」と回答した小中学生の割合	31.4%	28%
2 読書活動の担い手の拡大	読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動者延べ人数 (図書館と連携した事業)	2,073 人	3,000 人
3 地域や学校との連携による図書活用の推進	図書館での団体貸出、グループ貸出、学校向け貸出の冊数	16 万冊	24 万冊
4 区の地域性に応じた読書活動の推進	区の活動目標の策定	—	26 年度中に全区で策定

(6) 計画の要点

読書活動を推進する4つの重点項目

1 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

「横浜市子ども読書活動推進計画（第二次）」を受け継ぐとともに、平成25年5月、国において定められた「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の内容を踏まえて、子どもの成長や発達段階に合わせた読書活動に、家庭・地域・学校を通じて取り組むこととし、その内容を示しています。

2 成人の読書活動の推進と担い手の拡大

成人は、地域における自主的な読書活動の主体であるとともに、市民同士が協同して行う読書活動推進の担い手であり、子どもと同様に積極的に支援する対象です。より多くの人々が担い手として気軽に活動に参加でき、主体として活動を楽しめるような機会が地域に増えていくよう、取り組むべき内容を示しています。

3 読書活動の拠点の強化と連携

図書館が地域の情報拠点としての機能を強化するとともに、区役所と図書館が中心となって、地区センター等の身近な読書関連施設との積極的な連携に取り組めます。そして、図書等の充実を図り、学習支援や情報発信を進めるなど、市民の読書活動を支える情報提供機能を強化するための取組内容を示しています。

4 区の地域性に応じた読書活動の推進

市民に身近な地域での読書活動の充実を図るため、条例第3条第2項に基づき、区の地域性に応じた読書活動の推進を図るための目標を定めるとともに、市民と行政が協働して読書活動に取り組むための考え方や、取り組むべき内容を示しています。

(注) 本計画における「子ども」とは、概ね18歳までをさしており、それ以上の世代を便宜的に「成人」としています。

【コラム】 読書活動を取り巻く状況

① 子どもの読書活動

平成 23 年度の「横浜市教育意識調査報告書」（24 年 3 月）によると、子どもの読書習慣の調査では、平成 19 年度の調査と比較し、「年に 1 冊も読んでいない」が小学生は 0.6%減少し 4.8%に、中学生は 0.9%減少し 13.3%になっており、「年に 1～3 冊程度読む」も、それぞれ 3.2%、4.2%減少しています。逆に「1 日 1 冊以上読む」「週に 1～3 冊程度読む」の合計は、小学生では 10.3%増加し 61.0%に、中学生では 1.2%増加し 23.9%となっており、この数字を見る限りでは、読書離れは改善傾向にあるようです。

② 市立図書館の利用から見る成人の読書活動

市立図書館（以下「図書館」という）18 館での個人貸出冊数は、平成 21 年度の 1,200 万冊をピークに、平成 24 年度は 1,089 万冊と減少傾向にあります。これを年代別にみると、20 歳代未満の貸出冊数の割合は平成 20 年度が 22.9%、平成 23 年度は 22.8%とほぼ横ばいであるのに対し、20 歳代及び 30 歳代では、27.3%から 22.3%と 5%も減少しています。このように、インターネット情報が普及した社会環境の変化の中で、比較的若い親世代の図書館離れの傾向が顕著となっています。このことだけでは即座に判断できないにせよ、親の行動が今後の子どもたちの読書活動に影響を与える可能性は大きいと考えられます。

一方、60 歳代以上の貸出割合は 20.8%から 25.6%へと約 5%増加しています。平均寿命が伸び、社会活動や学習活動に関わる高齢者が増えている中で、豊かな老年時代に寄与するような読書活動への支援が必要になっています。

③ 読書活動に関わるボランティア

図書館や学校、その他の施設等で読書活動に関わるボランティアの活動は年々活発になっていきます。平成 24 年度現在、すべての図書館で読み聞かせなどのボランティアが活動しており、小・中学校や地域の多くの施設でも市民の主体的な読書活動が盛んに展開されています。こうした地域に根ざした活動が継続し、一層活発になるように取り組むことが必要です。

④ 市内の読書関連施設

市内には平成 25 年 4 月現在、読書活動の拠点となる図書館が各区にあります。

日常生活圏に設けられている地区センターは 80 館あり、このうち 73 館には図書コーナー等が設けられています。このほかコミュニティハウス（114 館）や学校施設にある市民図書室（85 館）など、図書情報や読書機能をもった施設があります。今後、身近な読書環境を充実していくためには、区役所、図書館と、これらの読書関連施設が効果的に連携し、読書関連施設を拠点として様々な読書活動が進むように支援することが重要となっていきます。

⑤ 学校司書の配置

本市では平成 25 年度から 4 年間をかけて、すべての市立小・中・特別支援学校に、学校司書を配置することとしています。学校司書の全校配置は、学校図書館の有効活用や授業改善につながり、子どもの読書活動の活性化と質的な充実が期待されます。

第2章 読書活動を推進する4つの重点項目

1 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条〈基本理念〉では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としています。子どもの成長にとって欠くことのできない読書活動を自主的に行うことができるように、第二次計画の目標を、本計画における子どもの読書活動推進の目標として引き続き設定しました。目標は、次の3つの視点から設定しています。

目 標

子どもの生きる力をはぐくむ読書習慣の定着化と読書意欲の向上

視点1 豊かな心情形成—自分を見つめ、社会や人間を見つめられる子どもへ
物事を感じたり考えたりする力や、共感や感動したりすることができるような読書機会の提供を幅広く行います。また、自分の生き方を考え、社会や他の人を見つめられるような読書活動の充実に努めます。

視点2 読書習慣の確立—読書意欲の喚起から持続へ

本に親しむ読書習慣が身に付けられるよう、計画的な読書活動の充実を進めます。また、読書生活が意識できるような読書環境を整備するとともに、個に応じた読書指導による読書の日常化を図ります。

視点3 主体的な読書のための活動充実—与えられた読書から主体的な読書へ

子どもたち自らが、本や読書に興味・関心をもち、意欲を高め、目的や必要に応じた読書活動を進められるような環境整備をし、主体的な読書が継続できるよう、読書活動の内容や方法を工夫します。

(1) 乳幼児期からの取組

乳幼児期は、様々な言葉を覚えていくとともに、人間関係の基盤となる豊かな心情、物事に自分から関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度等が養われる時期です。また、子どもにとって家庭は、生活していく上での拠点であり、生きる力を身に付けていく大切な場です。

そこで、乳幼児期から学齢期の子どもにとっては、最も身近な存在である保護者や身近な保育者等が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効です。

また、子どもが日々の生活の中で読書を身近に感じられるよう、乳幼児期からの取組を重視して、家庭だけでなく、幼稚園、保育所等での取組も進めます。

ア 家庭における読書活動の推進

家庭においては、家族で本の感想を話し合うなど、読書の楽しさを共有することにより、読書活動がより身近に感じられることが重要です。そのため、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く伝え、家庭での読書活動が一層進むよう努めます。

具体的には、子どもと保護者が訪れる図書館や区福祉保健センター、地域子育て支援拠点等の各施設が連携して、保護者を対象とした読み聞かせに関する講座や研修の開催、情報提供などを行います。

イ 幼稚園・保育所等における取組

幼稚園・保育所等においては、子どもたちが絵本や物語と出会い、多くの言葉にふれることで言語感覚を養うとともに、想像力を高めながら豊かな心情形成を確立することができるよう、本にふれることができる環境を充実させていきます。

幼稚園・保育所等における図書の整備への支援を行うことで、子どもが読書に親しむ環境の整備を図ります。また、保育者だけでなく、広く、保護者・地域ボランティア、小・中学生等による読み聞かせ等の活動も行い、地域との関わりの中で活発に読書活動が展開されるようにしていきます。

【コラム】「おひざにだっこで楽しむ」

図書館では、0歳から3歳までの子どもに読んであげたい絵本を紹介したリーフレット「おひざにだっこで楽しむ絵本」を、区役所と連携し、乳幼児健診等を通じて配布しています。また、初めて出会う絵本コーナーが各図書館にあり、親子で参加する「おひざにだっこのおはなし会」を開催するなど、乳幼児からの家庭での読書活動の支援に取り組んでいます。

(2) 学校における取組

学校では、それぞれの学校の特性並びに児童及び生徒の発達段階に応じた作成した「学校図書館教育指導計画」に基づき、学校図書館を中核とした児童及び生徒の読書活動の推進に努める必要があります。

ア 小・中学校における取組

小・中学校においては、「学習・情報センター」「読書センター」として機能する学校図書館づくりを目指します。また、各学校が「学校図書館教育指導計画」を作成するとともに、司書教諭や学校図書館担当教諭と学校司書との連携・協働のもと、学校図書館の活用や読書活動の位置付けによる授業改善を図ります。

併せて、保護者や地域のボランティア、区役所及び図書館等の関係機関との連携をより一層推進します。また、学校図書館の役割の一つとして、児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる「居場所」として機能できるよう、活性化に向けた取組を進めます。

イ 高等学校における取組

高等学校においては、小・中学校で養った読書習慣を、より一層確かなものとするために、生徒の読書力の向上に向けた取組や、読書環境の整備を図っていきます。

生徒の実態に応じた「学校図書館教育指導計画」を各校で作成するとともに、各教科や総合的な学習の時間等、様々な教育活動を通じて、生徒の読書活動を推進するように努めます。そして、司書教諭や学校図書館担当教諭と学校司書との連携・協働のもと、学校図書館の効果的な活用を図ります。また、個々の発達段階を考慮し、生徒一人ひとりが、興味・関心や目的に応じて幅広い作品に触れられるよう、区役所及び図書館等との連携を深めるなど、学校図書館の環境をさらに整えていきます。

ウ 特別支援学校における取組

特別支援学校においては、各学校の特性に応じて「学校図書館教育指導計画」を作成し、幼児児童生徒一人ひとりの障害特性や発達段階に応じた読書環境の整備・充実を進めます。そして、司書教諭や学校図書館担当教諭と学校司書との連携・協働のもと、学校図書館の効果的な活用を図ります。また、区役所及び図書館等の関係機関やボランティア等との連携により、障害特性に応じた読書活動支援の充実や、児童生徒の主体的な読書活動を支援します。

さらに、特別支援学校の専門性を生かしたセンター的機能の取組を強化し、小・中・高等学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する読書活動支援や、小・中・高等学校における読書環境整備に関する支援の充実を目指します。

2 成人の読書活動の推進と担い手の拡大

市民の誰もが豊かな文字・活字文化の恵沢を享受するためには、一人ひとりが、容易に読書に親しむことができ、読書がより身近なものに感じられることが大切です。

そのため、市民とともに読書活動に取り組み、読書に親しむ機会の充実に努めます。

成人は、読書活動の主体であるとともに、読書活動推進の担い手でもあります。読書活動の担い手として気軽に活動に参画できる場を広げるとともに、担い手自身も楽しめる取組を進めます。

(1) 読書の日、読書活動推進月間等を活用した読書活動の拡大

読書の日や読書活動推進月間等を活用したイベントや広報活動を通じ、乳幼児から高齢者まですべての市民が、それぞれの生活圏、様々な生活場面の中で、読書の魅力に触れ、読書がより身近なものと感じられるような機会を提供します。

そのため、地域にある図書館や図書を有する地区センターをはじめとした市民利用施設及び地域ケアプラザや福祉施設などで活動している読み聞かせグループ等、様々な地域団体との連携を進めるとともに、企業や書店などの民間事業者の協力も得ながら、読書に親しみ楽しむ機会を広げていきます。

(2) 高齢者や障害のある方への読書活動支援

高齢者や障害のある方は、読書に親しむ機会を得にくい場合もあることから、図書館では障害者支援事業や福祉施設などへの団体貸出等を行っています。

一方、地域では高齢者や障害のある方を支える様々な福祉活動団体や施設が福祉活動を担っています。

そこで、今後は、福祉施設等を活用した読書会・朗読会等の取組を行うなど、読書団体と福祉活動に取り組む関係機関や活動団体との連携を進め、高齢者や障害のある方への読書活動の支援を進めます。

(3) 活動の担い手自身も楽しめる取組の推進

成人の読書活動では、同好者による読書会などのグループ活動だけでなく、近年では、おすすめの本を書評し競い合う「ビブリオバトル」、気に入った本を紹介して本を交換し合う「ブックブック交換」など、本を仲立ちとして人と人が交流し読書活動を楽しむ、新しい活動の形が生まれています。

こうした新しい読書活動の特徴として、担い手として活動する人自身も楽しんでいる状況がうかがえます。

読書活動団体が充実し裾野が拡大している地域では、こうした市民が交流し楽しむことができる取組を推進することで、人と人とのつながりが生

まれ、活動が広がることが期待できます。

(4) 読書活動を支えるボランティアへの支援

読書活動を進めるためには、それを支える人たちへの支援が大切です。ボランティア活動をさらに発展させるため、これからボランティアを始めようとする方へのきっかけづくりとして、入門講座や研修の開催等に取り組みます。

また、外国語の堪能な方が読書活動の担い手として参加ができるような環境づくりを推進します。

読書活動団体の中には読み聞かせや朗読の技術を磨き、子どもたちだけでなく、成人も楽しむことができ、読書に対する興味を喚起できる、力のある団体も育ちつつあります。こうした団体には、継続的な情報提供のほか、市民利用施設だけでなく地域のイベントなども活用し、人々が集まる場所での活動機会の提供に努めるなど、活動団体の取組を支援します。

【コラム】横浜市内における読書活動ボランティアの現況

図書館では、読み聞かせボランティアによるおはなし会の実施が 993 件あり、参加者は延べ 18,457 人に上りました。また、市内の小学校では 86.5%、中学校では 31.1%の学校でボランティアが活動しています。(平成 24 年度実績)

【コラム】「絵本」を仲立ちにした世代間の交流

青葉区では、シニア世代（60 歳以上）の方がグループを作り、学校、幼稚園、保育所等を訪問し、絵本の読み聞かせ活動を行っています。これは学術機関（東京都健康長寿医療センター研究所）と連携し、社会参加が認知症の予防につながることとして、月単位から週単位で取り組まれているもので、川崎市、東京都杉並区、中央区、大田区、豊島区や滋賀県長浜市にも広がっています。読み手自身が次世代の子どもたちに伝えたい願いを込めて本を選び、絵本を仲立ちとした世代間の交流の場として重要な機会となっています。

3 読書活動の拠点の強化と連携

地域の読書活動を活性化させるためには、図書館、地区センター、コミュニティハウス等の読書関連施設が、その機能を発揮し、相互に連携し、情報共有を進めることが必要です。図書館や読書関連施設の情報提供機能の強化と連携により、市民の読書活動を支えます。

特に、図書館は「地域の情報拠点」として、市民が必要とする情報の提供やレファレンス機能の強化、蔵書の充実により機能強化を図ります。

(1) 地域の情報拠点としての図書館機能の強化

図書館は、市民にとって、自由に本を選び、読むことができる場であるとともに、市民の学習や課題解決のための「地域の情報拠点」として、レファレンスサービス（資料相談）や情報提供サービスにより、情報を得る場でもあります。

健康・福祉・環境・防災・まちづくり等、地域の課題に役立つ情報提供や関連情報コーナーの設置を進めるとともに、関係行政機関と図書館が連携した講座の開催などにより、情報を得やすい環境づくりを進めます。

あわせて、レファレンス機能を高めるため、地域の課題やニーズに精通した司書の育成を進めます。

また、図書館の蔵書を図書館以外の施設でも利用できる、図書取次サービスの拡充を検討します。

(2) 地域のニーズに合わせた図書資料の充実

それぞれの読書関連施設は、市民の読書活動を支えるため市民が必要とする図書資料を備えていることが不可欠です。

図書館は、暮らしに役立つ情報や学びのための読書に答えられるよう、地域課題や地域のニーズに合った蔵書の充実に努めます。一方、市民の身近にある地区センター、コミュニティハウス等の施設は、楽しみのための読書に答えます。このように、それぞれの施設がその利用者層に応じた蔵書を備え、市民の要望や地域の要請に答えられるよう努めます。

そのため、図書館は、地区センター・コミュニティハウス等の蔵書がより活用されるように、司書の専門知識を発揮して蔵書構成に役立つ情報提供などの支援を行います。

また、蔵書の充実にあたっては、購入だけでなく、寄贈等による積極的な収集に努め、読書関連施設間での図書情報の共有や図書の有効活用を進めます。

(3) 地域情報の収集・学習支援・情報発信

近年、地域の歴史や文化に関する市民の関心は高くなっています。図書館は区役所、学校、自治会・町内会、企業等に働きかけ、郷土の歴史に関する資料をはじめ様々な地域情報を収集・保存し、それらを活かして情報の発信を進めます。また、郷土研究者やガイドグループなどとの協働により、地域資料を活用した講座やまち歩きなど、読書活動から発展した学習支援にも取り組みます。

また、地域の課題や市民の生活課題に応じて、大学や企業等と協働し、その専門的な人材や情報を活かした、質の高い講座や専門的なセミナー等の実施とあわせ関連図書を紹介することにより、市民の高い学習意欲に応じるとともに、読書への関心を高めます。

(4) 電子書籍などの新たな情報への対応

電子書籍等のインターネットを活用した情報出版により読書を取り巻く環境も変化しています。スマートフォンやタブレット端末など携帯型端末を利用する電子書籍は、これまでの図書と同様に持ち歩き、いつでもどこでも読書を楽しむことができることから利用が進んでいます。そこで、図書館等での電子書籍の導入について、地域の読書活動に効果的な活用の仕方を踏まえて検討していきます。

また、図書館では郷土資料や貴重資料等をデジタル化しインターネットを通じた情報提供に取り組んできました。携帯型端末の普及により、地域の様々な活動において、こうしたデジタル・コンテンツが一層活用されることが見込まれます。そこで郷土関係団体等と連携し郷土資料の収集を進めるとともに、収集された資料のデジタル化による情報提供を推進します。

(5) 関連施設の連携強化

図書館、地区センター、コミュニティハウス等の読書関連施設では、設置目的の違いから、個々の施設の読書環境もそれぞれ異なり、これまで個別に読書環境の整備と読書活動に取り組んできました。

地域全体で読書活動を推進するためには、区役所・図書館・学校と読書関連施設による連絡会等を開催し、施設の状況や地域の読書活動に関する情報の共有を進めます。そこで、図書館は、その専門的な情報や人材を活かして、他の読書関連施設の支援に努めます。施設間のフェイス・トゥ・フェイスの関係を深めることで、連携を強化し、施設情報の発信や読書活動の推進を図っていきます。

また、子どもの読書活動における環境整備のため、図書館と学校との協力と連携も引き続き推進します。

4 区の地域性に応じた読書活動の推進

市民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、地域の状況を把握・分析し、各区の地域性に応じた読書活動の推進に関する取組を展開することが必要です。

そのため、区役所・図書館・学校が連携し、区の地域性を踏まえた具体的な読書活動を推進するための活動目標を定め、区内の読書活動団体等と連携しながら、取組を進めていきます。

(1) 地域状況と活動団体等の把握

各区には、図書館、地区センター、コミュニティハウスなどの市民利用施設、学校施設を活用した市民図書室のほか、青少年施設、資料館等の文化施設、大学、企業、書店等の施設や事業所があります。これらの施設や事業所では、職員、利用者及びそのグループ、ボランティアをはじめ、多くの市民が読書活動に携わっています。また、地域で活動する文庫等の団体は、図書館の団体貸出を利用しているものだけでも240団体（平成24年度）あります。さらに、学校、地域子育て支援拠点や放課後キッズクラブなどのほか、地域ケアプラザや福祉施設などで読み聞かせ等を行うボランティアが活動しています。

区役所・図書館・学校が連携し、これらの施設・団体等と協力して、読書活動に関わる事業や施設の状況を調査し、把握することが必要です。

(2) 区の地域性を踏まえた活動目標の策定と計画的な読書活動

推進

区役所・図書館・学校が連携し、区内の施設や読書活動の状況などを把握して、区の地域性に合った具体的な読書活動の推進に関する「活動目標」を策定し、計画的に取組を進めます。

活動目標の策定にあたっては、読書活動団体等との意見交換の場を設け、広く区民の意見を反映するとともに、策定作業を通じて相互の連携を深めます。

多くの区民が読書活動に親しめる環境を実現していくため、各区では行政主体の事業だけでなく、区民が主体となった活動や独自の取組などを拡げて、市民の読書活動の支援を進めます。

(3) 地域の読書活動団体等との連携

区役所・図書館・学校は、市民利用施設や読書活動団体等との効果的な連携のため、定期的な情報交換の場を設けます。これらの場を通して、区内で行われている活動に関する情報を共有し、相互に交流を深めることで、地域全体で効果的な活動の推進を図ります。

特に、学校における子どもの読書活動の推進には、学校・地域・図書館の連携が大切です。学校が中心となり、区役所、図書館の支援を受けながら地域の読書活動団体等との交流を進め、学校・家庭・地域を通じた取組を進めます。

また、国際交流や外国人支援に取り組む団体等と連携し、多文化共生を進める読書活動に取り組めます。

さらに、地域でのイベントなど様々な機会をとらえて読書活動の普及啓発を図るため、自治会・町内会や商店街などの多種多様な団体・機関等との連携を一層進めていきます。

(4) 読書活動団体のネットワーク化の推進

読書活動団体などのボランティアによる活動は、地域の読書活動を支え、その活性化に大きく貢献しています。

しかしながら、ボランティア活動の多くは学校や施設ごとに行われている状況です。そこで、区役所・図書館・学校は、交流会などを開催し、読書活動団体相互の交流を活発にして、ネットワークづくりを進めます。

こうした活動をさらに発展させるため、区役所・図書館・学校とボランティアが協働し、それぞれの強みが効果的に発揮できるよう、スキルアップのための研修会・勉強会等を開催するなど、積極的に読書活動団体の取組を支援します。

【コラム】 企業活動等への理解を深め、地域への愛情が深められる取組

●メイド イン つづき

都筑図書館では、平成 25 年 5 月 25 日～6 月 16 日まで、「メイド イン つづき」と題し、区役所及び地元企業と連携した事業を実施しました。関連資料の展示・貸出のほか、区が作成した冊子をもとに、掲載企業情報をパネル化して展示したり、企業の製品を展示しました。区と企業が協力し図書館を舞台に区民に対して地元企業の情報発信をする取組のひとつです。

(5) 地域の団体間の連携による読書活動の推進

読書活動団体のほか、様々な団体同士の連携を進め、読書活動を通じた人と人とのつながりをつくり、世代を超えた交流や読書活動に取り組みます。

乳幼児から高齢者まですべての市民を対象に読書活動の推進を図っていくためには、地域で活動する様々な団体が連携しやすい環境を整えることが必要です。

これまで読書活動とは関係の少なかった商店街や企業等の協力を得やすいように、行政が働きかけや調整の役割を担うことで、地域の様々な団体間の連携が進むよう取り組んでいきます。

【コラム】まちじゅう図書館

●小布施町

長野県小布施町で、平成24年10月から取り組まれている「おぶせ まちじゅう図書館」事業では、銀行や酒屋、カフェ、菓子店など、町の各所に特色ある本棚が設置され、訪れた人々が自由に本を読むことができます。平成25年10月現在、17のミニ図書館が開設され、本棚には「館長」（お店の店長など）の好きな本を並べ、お客さまや地域の人たちとのコミュニケーションを楽しむ場所として、読書を通じた人々の交流拠点となっています。

●恵庭市

横浜市に先がけて読書条例を施行した北海道恵庭市でも、「恵庭まちじゅう図書館」として、平成25年10月から同様の事業を始め、病院、レストラン、美容室など24の店舗でミニ図書館が開設されました。

●船橋市

「船橋まるごと図書館」は、NPO法人「情報ステーション」が行っている千葉県船橋エリア30か所に民間図書館の設置を目指すプロジェクトです。本棚の設置場所は駅ビルの空きスペースや店舗の一角などを利用し、蔵書は寄贈、運営はボランティアが行っています。空き店舗や高齢者施設に本棚を設置していくことで、「まちづくり」にもつながるプロジェクトとなっています。

第3章 読書活動推進のための取組

この章では、市民の読書活動を推進するための具体的な取組について示しています。地域の読書関連施設や読書活動団体の状況を踏まえ、区では地域性に応じた取組を選択し、「活動目標」を策定するための取組例となるものです。

1 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

(1) 乳幼児期からの取組

子どもが読書を身近なものと感じ、日常生活の中に読書が定着するように、家庭での読書の大切さを伝える取組を進めます。

また成長にあわせてその年代に合った働きかけを続けられるように、様々な機会を通じて、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

取組1 家庭での読書の大切さを伝えるための活動や研修の実施

- 1) 全ての年代における家庭読書の機会の充実
- 2) 家庭教育学級や子育て支援拠点での読書活動に関する研修の実施
- 3) 保護者向けの読み聞かせ講座等の実施
- 4) 「はまっ子読書の日」や「子ども読書の日」等を活用し、親子で楽しむ読書活動啓発の充実
- 5) 図書館及び読書関連施設における子どもの本の紹介の推進
- 6) 図書館における横浜に関する学習の場の充実
- 7) 乳幼児健診時等での保護者への啓発活動（区福祉保健センター等）
※ 読み聞かせをすすめるリーフレットなどの配布、読み聞かせ講座などの実施

(2) 幼稚園・保育所等における取組

絵本や物語に親しむ機会を積極的に持つことにより、乳幼児期から読書の楽しさを知ることができます。また幼稚園・保育所等で読み聞かせ等を推進することにより読書の大切さや意義を広く普及させることができます。

取組 1 幼稚園教諭・保育士による絵本や物語、紙芝居等の読み聞かせ等の充実

- 1) 幼稚園教諭・保育士等への読み聞かせのための研修会の実施
- 2) 幼稚園・保育所・小学校合同研修の実施

取組 2 絵本コーナーや図書貸出し等、読書に親しむ環境の充実

- 1) 幼稚園・保育所等での絵本コーナー等の設置や絵本環境の充実
- 2) 読書活動に先進的に取り組んでいる幼稚園・保育所の見学(研修)の実施

取組 3 幼稚園・保育所の地域開放時に実施している読書活動の広報

園の地域開放時に実施している読み聞かせ会等の地域の保護者への周知

取組 4 家庭における読み聞かせの推進

- 1) 読書がもたらす育ちについての保護者への啓発活動の実施
- 2) 幼稚園や保育所・子育て支援拠点等における保護者参加の読み聞かせ会の実施

取組 5 関係機関・保護者・地域ボランティア等の取組に対する支援

- 1) 図書館司書による幼稚園・保育所等における読み聞かせ研修の実施
- 2) ボランティアとの連携による園児等への読み聞かせ実施の支援
- 3) 小・中学生、高校生による園児等への読み聞かせの場の提供

(3) 小・中学校における取組

子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書量を増やすことのみならず、読書の質も高めていくことが期待されます。

取組 1 読書活動の一層の推進

- 1) 「学校図書館教育指導計画」の作成
- 2) 学校図書館を活用した授業や読書活動を位置付けた授業の実施
- 3) 4月23日の「子ども読書の日」、毎月23日の「市民読書の日」、11月第一金曜日の「はまっ子読書の日」、毎年11月の「市民の読書活動推進月間」での読書啓発活動の実施
- 4) 「はまっ子読書ノート」の活用による読書活動の充実（小学校）
- 5) 推薦図書を紹介と読書啓発活動の実施（中学校）
- 6) 一斉読書活動の充実
- 7) 児童生徒が主体となる読書啓発活動の実施
- 8) 学校図書館ボランティアの協力による読書啓発活動の実施
- 9) 郷土に関わる図書資料などを活用した学習の充実

取組 2 読書環境の充実

- 1) 司書教諭の適正配置及び学校司書の全校配置による支援強化
- 2) 司書教諭や学校図書館担当教諭及び学校司書の研修充実
- 3) 学校図書館ボランティアの協力による環境整備
- 4) 児童生徒に必要な図書資料、魅力ある読み物の更なる充実
- 5) 児童生徒が親しみやすい学校図書館づくりの推進
- 6) 蔵書管理システムの導入の推進

取組 3 関係機関との連携及びネットワークづくり

- 1) 保護者や地域のボランティアの学校図書館づくりや読書活動への参画推進
- 2) 図書館との連携による学校司書研修等の実施
- 3) 学校間の蔵書情報共有による相互貸借の推進
- 4) 図書館による教職員への本の貸出しや学校図書館支援及び児童生徒の図書館活用の推進
- 5) 学校図書館研修や「読書感想文・画コンクール」等、読書関連事業における市小・中学校図書館研究会、本市学校図書館協議会など関係機関との連携強化

(4) 高等学校における取組

小・中学校で培った読書習慣を、高等学校においてより一層確かなものにするにより、生涯を通じての自主的な読書活動につなげることができます。

取組 1 読書活動の一層の推進

- 1) 「学校図書館教育指導計画」の作成
- 2) 学校図書館を活用した授業や読書活動を位置付けた授業の実施
- 3) 4月23日の「子ども読書の日」、毎月23日の「市民読書の日」、11月第一金曜日の「はまっ子読書の日」、毎年11月の「市民の読書活動推進月間」での読書啓発活動の実施
- 4) 校内読書会の開催、ブックリスト作成等、図書委員会活動の活性化

取組 2 読書環境の充実

- 1) 学校図書館の蔵書のさらなる充実
- 2) 図書検索システムの機能向上及び端末機の増設
- 3) 学校司書の役割の明確化及び専門的知識を発揮できる環境整備

取組 3 関係機関との連携及びネットワークづくり

- 1) 図書館が行うサービスの周知等による生徒や教職員の図書館活用の推進
- 2) 地域住民及び小・中学生との読書体験交流会や読書会等の開催

(5) 特別支援学校における取組

障害のある幼児児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、障害特性や発達の状態に応じた選書や視聴覚機器などを活用した環境の工夫、ボランティアによる読書支援等を展開することにより、特別支援学校等における読書活動支援の推進を図ることができます。

取組1 読書活動の推進と読書環境の充実

- 1) 「学校図書館教育指導計画」の作成
- 2) 学校図書館を活用した授業や読書活動を位置付けた授業の実施
- 3) 4月23日の「子ども読書の日」、毎月23日の「市民読書の日」、11月第一金曜日の「はまっ子読書の日」、毎年11月の「市民の読書活動推進月間」での読書啓発活動の実施
- 4) 「はまっ子読書ノート」の活用による読書活動の充実（小学部）
- 5) 司書教諭の適正配置及び学校司書の全校配置による支援強化
- 6) 児童生徒の図書委員会活動の充実
- 7) 障害特性に応じた蔵書の充実と主体的に本を選択するための読書指導
- 8) 教職員による継続した読書推進活動の充実
- 9) ボランティアによる読書推進活動の実施
- 10) 各学部の実態に応じた図書コーナーの設置による児童生徒の主体的読書の推進
- 11) 図書館や学校図書館、関係機関、保護者、ボランティア、NPO法人等との連携の推進
- 12) 学校図書館を中心とした交流及び共同学習の検討・推進

取組2 専門性を生かしたセンター的機能としての読書活動の推進

- 1) 保護者や卒業生への図書貸出しなどの支援体制の充実
- 2) 市立小・中・高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への読書活動に関する助言・相談・支援機能の充実
- 3) 通級指導教室利用児童生徒や保護者に対する図書貸出しや情報提供の推進
- 4) 教職員に対しての支援機能の充実や読書環境施設設備等の情報提供

取組 3 盲特別支援学校における読書活動の工夫

- 1) 校内読書感想文コンクールの実施
- 2) 障害の状態や特性に応じた多様な図書資料や工夫した教材の整備
- 3) 学校図書館運営委員の配置、館内整備
- 4) ボランティアの協力による点字本、拡大写本、朗読教材等の作成の推進

取組 4 ろう特別支援学校における読書活動の工夫

- 1) 朗読や手話による読み聞かせの実施
- 2) 教科等の関連読書の推進と、視覚的情報である図書の選択への支援
- 3) 児童生徒がリソースルーム※として活用できるための学校図書館整備
※リソースルーム：情報機器や教材等様々なメディアを用意し、その活用方法を学んだり情報を入手したりできる場所
- 4) インターネット情報の収集・提供場所としての機能の充実
- 5) 学部ごとの、発達年齢に応じた図書スペースの整備

2 成人の読書活動の推進と担い手の拡大

(1) 読書の日、読書活動推進月間等を活用した読書活動の拡大

読書の日や読書活動推進月間等を活用し、地域の施設や読書活動団体が連携するとともに、企業や書店等の協力も得ながら、乳幼児から高齢者まで全ての市民が読書に親しみ楽しむ機会を充実します。

取組 1 読書の日に関する記念日を活用した読書活動の推進

毎月 23 日の「市民読書の日」、11 月の「市民の読書活動推進月間」などの読書の日を活用した普及啓発事業の推進

＜読書に関する記念日＞

・市民読書の日	毎月 23 日
・市民の読書活動推進月間	11 月
・はまっ子読書の日	11 月の第一金曜日
・子ども読書の日	4 月 23 日
・こどもの読書週間	4 月 23 日から 5 月 12 日
・文字・活字文化の日	10 月 27 日
・読書週間	10 月 27 日から 11 月 9 日

取組 2 区内イベントや事業等を活用した読書活動の普及啓発

区民まつりなど、区内のイベント等を活用し、読書活動に親しみ機会を充実

(2) 高齢者や障害のある方への読書活動支援

福祉施設等における読書活動を進めることで、読書の支援だけでなく、福祉活動に取り組む関係機関や活動団体との連携を進めます。

取組 1 高齢者や障害のある方の福祉施設等での読書活動の推進

福祉施設等を活用した読み聞かせなどの読書ボランティア活動が進むよう、読書活動団体等と福祉団体等への働きかけや調整

(3) 活動の担い手自身も楽しめる取組の推進

読書会などのグループ活動や、本の書評の競い合いなど、交流が広がり、参加者も活動の担い手自身も楽しめる取組を進めます。

取組 1 各施設の連携による読書活動啓発事業の推進

区役所、図書館、市民利用施設等が連携した「読書会」や「ビブリオバトル」など様々な読書活動啓発事業への取組と、より幅広い市民参加の促進

(4) 読書活動を支えるボランティアへの支援

ボランティアによる活動をさらに発展させるため、入門講座やスキルアップのための研修会などの支援を進めるほか、ボランティアの活動の機会の充実に取り組みます。

取組 1 初心者向けの研修講座の充実

初心者向けの読み聞かせ講座など、ボランティア活動を始めるきっかけとなる機会の充実

取組 2 地域の活動団体・グループの情報提供

地域のボランティアグループ等についての情報提供など、活動の場の紹介の推進

取組 3 ボランティアへの研修の充実

読み聞かせなどボランティアのニーズに合わせた研修会の開催や自主的な勉強会への情報提供や講師派遣等の支援

取組 4 ボランティア活動の場の充実

市民利用施設のみならず、商店街や商業施設、福祉施設等も読書活動の場として利用できるよう、関係機関等との調整等による支援

3 読書活動の拠点の強化と連携

(1) 地域の情報拠点としての図書館機能の強化

図書館は、健康・福祉・環境・防災・まちづくり等、市民ニーズや地域の課題解決に役立つ情報提供を進めるとともに、レファレンス（調べものや資料の相談など）機能を強化します。

また、図書館の図書取次サービスの拡充に向け検討を進めます。

取組 1 図書館のレファレンス機能の強化

地域の情報拠点としての地域に関する情報収集・提供機能の強化

取組 2 地域の課題に関する情報提供の充実

読書関連施設における、地域の課題に対応した図書や行政情報などの収集、提供、展示等の実施

取組 3 司書の能力の向上

司書の「人材育成力」と専門性の向上のための研修の実施

取組 4 身近な図書館サービス拠点の拡充への取組

市民利用施設等を活用した図書館の図書取次サービスポイントの整備の検討

(2) 地域のニーズに合わせた図書資料の充実

図書館は、地域課題や地域のニーズに合った蔵書を充実するとともに、地区センター・コミュニティハウス等と連携し、図書情報の共有や図書の有効活用を進めます。

取組1 地域のニーズや施設の特徴に合わせた蔵書構築

読書関連施設の蔵書状況を各施設が的確に把握し、地域ニーズに合わせた特色ある蔵書構築を推進

※特色ある蔵書構築の取組方法

- ・施設の特徴や利用者のニーズを考慮した計画的収集
- ・施設の特色ある蔵書構築のための収集方針の検討
- ・地域住民や企業と連携した、区の独自の資料収集の検討

取組2 図書資料の有効活用による蔵書充実の取組

図書館や各施設で余剰となった資料を交換するなどの図書の有効活用による蔵書の充実

取組3 寄付受付体制の仕組みづくり

寄付しやすい体制づくりと、寄付された資料を施設間で交換するなどの相互活用の仕組みの検討

取組4 地区センター等の施設の蔵書構成に役立つ情報提供

図書館等による地域のニーズや課題をテーマにした図書のリストの作成と各施設への提供

(3) 地域情報の収集・学習支援・情報発信

図書館と区役所が協力し、地域の歴史や文化に関する資料を積極的に収集するとともに、それらを活用した学習支援や情報発信に取り組みます。

取組 1 地域の歴史や文化に関する資料の積極的な収集

学校、地域の住民や自治会・町内会、企業等への働きかけによる図書館の地域資料の収集の強化

取組 2 郷土を知る機会の充実

地域の郷土研究団体等と協働した講座、資料展、歴史散歩などによる郷土を知る機会の充実

取組 3 研究者や専門家との協力による知的情報共有の場の充実

様々な分野の研究者や専門家と協力した講座等の読書関連施設での開催など、地域における知的情報共有の場の充実

取組 4 大学、企業との連携の推進

大学や企業の専門的資源を活かした講座の開催や情報発信、読書啓発活動の促進など、大学・企業との連携の促進

(4) 電子書籍などの新たな情報への対応

図書館は、電子書籍やオンラインデータベースなどデジタル媒体の活用に取り組むとともに、市民利用施設等での利用促進につながる環境整備を図ります。

取組 1 電子書籍導入の検討

電子書籍の図書館での導入に向けた検討及び電子書籍閲覧端末の利用方法の検討

取組 2 図書館資料のデジタル化の推進

図書館が所蔵する歴史資料・貴重資料のデジタル化の推進及びホームページで提供するコンテンツの充実

(5) 関連施設の連携強化

図書館・地区センター等が連絡会等を開催し、情報共有と協力関係を深め、施設間の連携を強化し、施設情報の発信や読書活動の推進に取り組みます。また、学校図書館の活性化に向け、図書館と学校が連携して取り組みます。

取組 1 区内施設の情報共有の推進

区内施設の連絡会等への図書館の参加など、地域の読書活動の状況や図書に関する情報を共有する機会の充実

取組 2 本を活かす人材の育成と連携

図書館による読書関連施設のスタッフへの研修や相談、情報提供の促進

取組 3 図書館と学校との連携

- 1) 学校図書館運営・整備のための情報提供、学校図書館ボランティアの育成援助等学校図書館活性化のための支援の推進
- 2) 教職員向け貸出・調べ学習への協力等学校教育への支援

4 区の地域性に応じた読書活動の推進

(1) 地域状況と活動団体等の把握

区の地域性に応じた活動目標を定め、読書活動を推進するために、区役所・図書館・学校が連携して地域の読書関連施設や活動団体等の状況を調査分析し、読書活動に関わる各区の地域性の把握に取り組みます。

取組 1 連絡会議の開催による情報共有の推進

区役所と図書館、学校等による連絡会議による情報共有の推進

取組 2 地域の読書関連施設や文化施設等の把握と分析

区役所・図書館・学校の連携による、区内の市民利用施設、文化施設、福祉施設、学校等の地域開放、地域の文庫などの状況の把握と分析

(2) 区の地域性を踏まえた活動目標の策定と計画的な推進

区内の施設や読書活動団体の状況などを踏まえ、区ごとに、地域性に合った具体的な読書活動推進に関する「活動目標」を策定し、計画的に読書活動を推進します。

取組 1 区の地域性を踏まえた区の活動目標の策定

区内の読書活動の状況を踏まえ、読書活動団体等との意見交換等により市民の意見を活かした活動目標の策定

取組 2 関係機関の連携による読書活動の広報

区役所・図書館・学校が発行する様々な広報媒体を活用するなど、関係機関の連携による、地域のニーズに合った情報提供の推進

(3) 地域の読書活動団体等との連携

読書活動団体等との意見交換会等により、区内の読書活動に関する情報共有を進め、地域全体で効果的な活動を推進します。

取組 1 読書活動団体等の活動状況の把握

区役所・図書館・学校が連携し、地域における読書活動団体等の活動状況の調査し、読書活動の地域性を把握

取組 2 読書活動団体等との交流会等による情報共有の推進

地域の読書活動団体等が参加する交流会や意見交換会等を通じた情報共有の推進

取組 3 読書活動団体と協力した読書活動の推進

読書活動団体が開催する講座等への支援や広報活動の充実

取組 4 多文化共生を支える読書活動の推進

国際交流や外国人への支援に取り組んでいる団体等との連携による外国語の本に親しむ取組の推進とともに、日本語が困難な人が読書に親しみ楽しむことができる取組の推進

(4) 読書活動団体のネットワーク化の推進

地域の読書活動を支え、貢献しているボランティアの活動を発展させるため、交流会や勉強会を開催し、読書活動団体間のネットワークづくりを進めます。

取組 1 読書活動団体のネットワークづくりの推進

読書活動をするボランティア・グループ、団体へ情報提供や情報交換会や勉強会などによる、活動団体同士の交流機会の充実と相互連携の推進

取組 2 ボランティア活動の奨励

- 1) 活発な取組を行うボランティアの各種広報紙等での紹介
- 2) 読書活動に功績のあった団体や個人の国や県等の各種表彰制度への推薦

(5) 地域の団体間の連携による読書活動の推進

読書活動団体のほか、様々な団体同士の連携を進め、読書活動を通じた人と人とのつながりをつくり、世代を超えた交流や読書活動に取り組みます。

取組 1 世代を超えた交流機会の充実

学校と地域が連携するなど、読書活動を通じた世代を超えた交流機会の充実

取組 2 自治会町内会等と読書活動団体等の協働支援

自治会町内会等の地域組織と読書活動団体等との協働を支援するための先進事例等の情報収集や提供

取組 3 地域の企業、商店街等との協働支援

地域の読書活動関係者のニーズに応じた地域の企業、商店街等との協働への働きかけや調整

【コラム】 民間と行政が連携した「共創」の取組

横浜市では、企業やNPO法人、大学など様々な民間事業者や団体と連携して、相互の知恵とノウハウを結集して新たな価値を創出する「共創」の取組を進めています。

図書館でも、民間企業と連携した取組を行っています。

- ① ショッピングセンターでの読み聞かせミニ講座の開催
- ② 貴重資料を活用したカレンダー作成
- ③ 貴重資料を活用したポストカード「平山煙火製造所昼花火絵入型録」の作成と販売

資料編

横浜市民の読書活動の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の読書活動の推進に関し、基本理念を定めるとともに、横浜市（以下「市」という。）の責務並びに家庭、学校（市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）及び地域における取組等を定めることにより、市民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民一人一人の心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市は、読書活動が、言葉を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を高め、又は豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なものであることに鑑み、乳幼児期から高齢期まで、市民一人一人が、豊かな文字・活字文化の恵沢を享受することができる環境を整備するよう、全力を挙げて市民の読書活動を推進しなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、区の地域性に応じて、読書活動の推進を図るための目標を定めるものとする。

(家庭における取組)

第 4 条 家庭における読書活動は、本の感想を話し合うなど、読書の楽しさを共有することにより、読書活動がより身近に感じられるよう努めるものとする。

(学校における取組)

第 5 条 学校は、それぞれの学校の特性並びに児童及び生徒の発達段階に応じ、読書活動の推進に関する計画を策定し、当該計画に基づき、学校図書館を中核として児童及び生徒の読書活動の推進に努めなければならない。

(地域における取組等)

第 6 条 地域における読書活動は、学校、市立図書館、地区センター、コミュニティハウスその他の読書活動に関係する施設又はボランティア活動を行う団体と連携し、日常的な読書活動の推進に資するよう努めるものとする。

2 市は、市立図書館がその使命を全うするため、蔵書の充実その他運営の改善及び向上等に寄与する措置を講ずるものとする。

3 市は、民間団体及び事業者に対し、市が実施する市民の読書活動の推進に関する施策又は家庭、学校若しくは地域における読書活動に関する取組に協力するよう要請するものとする。

(他の計画等との整合性の確保)

第7条 市が実施する市民の読書活動の推進に関する施策及び目標並びに家庭、学校及び地域における読書活動に関する取組等については、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性の確保を図るものとする。

(市民の読書の日等)

第8条 読書活動に関する市民の関心及び理解を深めるとともに、市民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎月23日を市民の読書の日とし、毎年11月を市民の読書活動推進月間とする。

(財政上の措置等)

第9条 市は、市民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次基本計画）」 （平成 25 年 5 月文部科学省）の概要

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」は、「子どもの読書活動推進に関する法律」（平成 13 年）に基づき、子どもの読書活動に関する施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたものです。最初の基本計画が平成 14 年 8 月に策定され、おおむね 5 年ごとに計画の見直しが行われています。

第三次基本計画は、第二次基本計画（平成 20 年 3 月）における成果や課題を検証し、成果としては、図書館の増加及び図書館の児童の貸出冊数の増加、ボランティアの活動を行う者の増加、学校における「朝読書」の普及などの取り組みが進んでいることを挙げています。一方、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向にあること、学年と地域における取組の格差が顕著に出ることなどが課題とされています。

第三次基本的計画の基本的な考え方は第二次基本計画を踏襲していますが、目標値の見直しをするとともに、具体的な取組方法を紹介するなどして、読書活動推進の方向性を明示しています。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の具体的目標や主な内容は次のとおりです。

- 1 市町村計画の策定率の向上
71.1%の市で策定（平成 23 年度）→5 年後に 100%を目指す
- 2 不読率の改善 ※不読率：1 か月間に 1 冊も本を読まなかった人の割合
今後 10 年間で不読率の半減を目標に、小学生は 3%以下、中学生は 12%以下、高校生は 40%以下を目指す。
- 3 地域における子どもの読書活動の推進
図書館サービスの充実やボランティア活動の促進、司書の配置・研修などにより、地域の読書環境の充実に努める。
- 4 学校等における子どもの読書活動の推進
幼稚園・保育所等における読書に親しむ機会の充実、学校における読書習慣の確立や読書指導の充実、学校図書館の整備充実などを図っていく。
- 5 「子どもの読書の日」を中心とする広報啓発の推進
家庭ふれあい読書の推進、書評合戦（ビブリオバトル）の推奨など

用語解説

区分	用語	解説
オ	おはなし会	子どもたちを集めて本の読み聞かせなどをする集まりのこと。図書館等の読書関連施設だけでなく、地域の文庫活動で実施しているところもある。
カ	家庭教育学級	子どもの基本的な生活習慣の確立、社会ルールやマナーの習得、基礎学力の習得など、家庭で親子が共に学ぶことができるよう、親自身が家庭教育の意義や役割を体系的、総合的に学習するための親の学び支援事業として実施されるもの。
ガ	学校司書	学校図書館担当職員のこと。司書教諭を補佐し、学校図書館を活用した授業への支援を行うとともに、学校図書館の蔵書管理や本の貸出し、レファレンスなどを行い、児童生徒が親しみやすい学校図書館づくりを支援する。
ガ	学校図書館教育指導計画	学校図書館教育を教育課程に位置付け、学校全体で総合的・組織的に推進するための指導計画。
コ	子ども読書の日（4月23日）	「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律154号）第10条により設けられた日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを趣旨としている。
コ	こどもの読書週間 （4月23日から5月12日）	「こどもたちにもっと本を、こどもたちにもっと本を読む場所を」という願いから社団法人読書推進運動協議会により制定された日。もともとは、5月5日の「こどもの日」を中心とした2週間（5月1日～14日）であったが、「子ども読書年」である2000年から、現在の4月23日（世界図書の日・子ども読書の日）～5月12日に変更された。
コ	コミュニティハウス	身近な地域での生涯学習や地域活動の場として利用できるように、既存施設の一部を活用し、図書室やミーティングサロンなどを備えた施設。学校施設を活用したものも多い。
コ	子どもの読書活動の推進に関する法律	子どもの読書活動の重要性にかんがみ、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう積極的にその環境の整備を図るため、2001年12月に公布された法律。
コ	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、文部科学省が子どもの読書活動に関する施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたもの。最初の基本計画が平成14年8月に策定され、おおむね5年ごとに計画の見直しが行われている。
シ	市民読書の日（毎月23日）	読書活動に関する市民の関心及び理解を深めるため、「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」第8条において制定された日。
シ	市民の読書活動推進月間 （11月）	読書活動に関する市民の関心及び理解を深めるため、「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」第8条において制定された月間。
シ	司書教諭	学校図書館法第五条で定められた、学校図書館の専門的職務をつかさどる職。
シ	市民図書室	学校開放事業において、学校施設を活用して、地域住民や登録団体が中心となって運営されている図書室。
ダ	団体貸出	図書館サービス及び読書の普及を図るとともに、地域の自主的な活動を支援することを目的に、地域の自治会、町内会や地域文庫等の社会教育団体などへ一括して図書を貸出しするサービスのこと。
チ	地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点施設のこと。

用語解説

区分	用語	解説文
デ	電子書籍	電子的に処理・編集された出版物のこと。データ形式や配布・販売方法、読むためのソフトや端末などについては様々な媒体がある。
ト	図書取次サービスポイント	市立図書館以外の場所で、インターネット予約された図書館の本の貸出返却ができる場所。現在は区と図書館の連携事業として、市内2か所の行政サービスコーナー（東戸塚、二俣川）内及び青葉区内の地区センター7か所に、図書取次カウンターが設置されている。
ド	読書週間 (10月27日から11月9日)	10月27日～11月9日（文化の日を中心にした2週間）にわたり、全国的に読書を推進する事業が行われる週間。公益社団法人読書推進運動協議会が主催し、毎年ポスターと標語の公募が行われる。
ド	読書活動団体	読書するため、あるいは読書の内容を豊かにするために行う様々な活動を行う団体やグループのこと。
ド	読書関連施設	本の貸出しを行ったり、その場で読書することができる施設。市立図書館だけでなく、地区センターやコミュニティハウス等各施設の図書コーナー、市民図書室などをさす。
ド	読書感想文・画コンクール	全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共催する、児童生徒を対象とした「青少年読書感想文全国コンクール」と「読書感想画中央コンクール」。
ハ	はまっ子読書の日 (11月の第一金曜日)	2010年「国民読書年」を契機として、市立学校の児童生徒・教職員・保護者への読書の啓発や学校図書館の活性化に向けた意識の高揚を図るために横浜市教育委員会が制定した日。全市立学校で、読書啓発活動を行っている。
ハ	はまっ子読書ノート	児童の読書活動の充実や読書習慣の形成をねらいとする読書啓発冊子。図書リストのページ、読書記録・読書紹介のページ、市立図書館ガイドのページから構成されている。平成19年度に市立学校全児童に配付し、以後毎年度小学1年生に配付している。
ビ	ビブリオバトル（書評合戦）	発表者が面白いと思った本をプレゼンテーションし合い、一番読みたくなかった本を参加者の多数決で決定する書評会。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えることなどが効果として挙げられる。
ブ	ブックブック交換	決められたテーマに合った本を持参して、自己紹介をかねた本の紹介をし、本の交換をするというコミュニケーション型ブックトークイベント。
ブ	文庫（地域で活動する文庫）	地域の人々に本を読んでもらいたいと願い、市民自らが行う民間の図書館活動。
ホ	放課後キッズクラブ	すべての子どもたちを対象に、小学校施設を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供するために横浜市が実施する事業。
ボ	ボランティア	自主的、主体的に社会貢献活動を行う個人。読書活動ボランティアとしては、学校や地域の施設等において読み聞かせなどの活動をする人が多く活躍している。
モ	文字・活字文化の日 (10月27日)	文字・活字文化振興法（平成17年7月29日法律第91号）により制定された日。「国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため」に設けられたもので、この日は読書週間の初日にあたる。
ヨ	横浜市子ども読書活動推進計画 (第二次)	「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づき、横浜市における今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組を示す計画。平成18年3月に第一次計画が策定され、平成23年3月に第二次計画が策定された。
レ	レファレンス	図書館の資料を使って調べものや資料・情報探しの援助を行うサービスのこと。